



日中一時支援とは・・・？



○事業の内容

障がいのある方（者）または障がいのある子ども（児）の日中における活動の場の確保とともに、家族の就労支援と一時的な休息を目的に、日中、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設において、見守りや集団生活に適應するための訓練等の支援を行うものです。ポイントとなるのは、「家族の一時的な休息を図る」という点です。障がいのある方を日常的に支援されている保護者を中心としたご家族の方が、十分とは言えないまでも、最低限の休息をとることは非常に重要なことです。そのために「日中」「一時的に」障がいのある方の活動の場の確保するサービスになります。

○対象となる方

療育手帳、または身体障害者手帳をお持ちの方

精神障害者手帳をお持ちの方、または医師から発達障害と診断されている方

※放課後等デイサービスとは別のサービスとなるため、自治体への利用申請が必要です。

詳細は各自治体にお問い合わせください

○利用料について

日中一時支援は市町村ごとに決めた要綱に沿って展開するサービスのため、市町村ごとに料金は異なります。原則、利用したサービス費の一割が自己負担となっていますが、所得や課税状況により負担額が異なります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

○利用できる日数について

お住いの各自治体の決定により、利用者ごとにサービスの利用日数が異なります。

詳細は各自治体にお問い合わせください。

